

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市中央区港島中町八丁目2番15号-A

名 称 株式会社オールユニテック

代表取締役 植野 芳美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 6 年 4 月 2 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 1 年 4 月 2 5 日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジクロロベンゼン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 4) 廃水銀等
- 5) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 6) 廃石綿等
- 7) ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）
- 8) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。ただし、水銀回収が義務付けられているものを除く。）

積替え又は保管は含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし